大分県自動車税納税通知書広告掲載に関する契約書（案）

大分県知事　佐藤　樹一郎（以下「甲」という。）と○○○○（以下「乙」という。）は、令和９年度分の自動車税（定期課税分）に係る納税通知書を封入する封筒（以下「納税通知書封筒」という。）への広告掲載について、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第１条　甲は、この契約書のほか、「大分県自動車税納税通知書広告掲載要綱」（以下「掲載要綱」という。）及び 別紙「大分県自動車税納税通知書広告掲載仕様書」に基づき、納税通知書封筒に乙の広告を掲載し、乙は甲に対しその対価を支払う。

（契約金額）

第２条　契約金額は、○○○○円（うち消費税及び地方消費税○○○○円）とする。

（契約期間）

第３条　契約期間は、契約締結の日から令和９年１０月３１日までの間とする。

（契約保証金）

第４条　契約保証金は、大分県契約事務規則（昭和３９年大分県規則第２２号）第５条第３項第７号により免除とする。

（契約金の納付方法）

第５条　乙は、広告の契約金として、甲の発行する納入通知書により令和９年５月３１日までに納付しなければならない。

２　乙は、前項で規定する金額を納付期限までに納入しないときは、当該未支払額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和２４年法律第２５６号）第８条第１項の規定に基づいて財務大臣が定める率（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても３６５日の割合とする。）を乗じて得た額を遅延利息として、甲に納付しなければならない。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第６条　甲及び乙は、いずれも本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

（契約の解除）

第７条　甲は、乙が次の各号の一に該当する場合は、この契約を解除することができる。

（１）契約の締結及び履行に関し、不正の行為があったとき

（２）履行期限までに履行の完了の見込みがないとき

（３）乙が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団（同法第２条第２

号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と認められたとき

２　前項の場合において、乙に損害を生ずることがあっても、甲はその責任は負わないものとする。

（損害賠償）

第８条　乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約に定める事項を履行せず、また、契約期間中に掲載要綱第２条で定める広告主に該当し、甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を甲に賠償しなければならない。

（秘密の保持）

第９条　甲および乙は、業務の実施に関し知り得た秘密を本契約中はもとより、本契約終了後といえども第三者に漏らしてはならない。

（定めのない事項）

第１０条　この契約に定めのない事項又はこの契約に関して疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印の上、各自１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

甲　　大分市大手町３丁目１番１号
大分県知事　佐　藤　樹　一　郎

乙